

薬号外  
令和2(2020)年12月25日

一般社団法人栃木県薬剤師会長  
一般社団法人栃木県病院薬剤師会長  
一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会会長  
栃木県配置薬協議会会長  
栃木県医薬品卸協会会長  
栃木県医療機器販売業協会会長  
栃木県薬事工業会会長  
栃木県麻薬協会会長  
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 栃木県支部長

様

栃木県保健福祉部薬務課長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の再周知  
について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

全国の新規感染者数は過去最多の水準が続いており、本県においても、新規感染者数や医療提供に関する各指標が過去最高水準になっています。

このような状況を踏まえ、医療提供体制への負荷の増大を防ぐため、「栃木県医療危機警報」を発し、年末年始の過ごし方も含めた感染防止対策の実践について、県民・事業者の皆様徹底を図ることといたしました。

つきましては、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長から別添のとおり依頼がありましたので、貴会員等へ周知くださるようお願いいたします。

薬事審査担当（担当：鈴木）  
〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20  
tel:028-623-3120

健康第 1111 号  
令和 2 (2020) 年 12 月 24 日

各部局長  
教育長  
警察本部長

} 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の再周知について (依頼)

全国の新規感染者数は一度高止まりした後に増加に転じ、過去最多の水準が続いています。

本県においても、11 月中旬以降、増加傾向が継続しており、新規感染者数や医療提供に関する各指標が過去最高水準になっています。

このような状況を踏まえ、12 月 23 日に開催した第 38 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、これ以上の感染拡大及び医療提供体制への負荷の増大を防ぐため、「栃木県医療危機警報」を発し、年末年始の過ごし方も含めた感染防止対策の実践について、県民・事業者の皆様に徹底を図ることといたしました。

つきましては、令和 2 (2020) 年 12 月 10 日付け健康第 1059 号「業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の再周知について (依頼)」において関係団体に対し協力依頼を行うようお願いしたところですが、改めて別添のとおり周知していただきますようお願いいたします。

また、各市町宛て別添のとおり通知していることを申し添えます。

〔 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
社会対策グループ TEL 2826 〕

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の再周知について (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、全国の新規感染者数は一度高止まりした後に増加に転じ、過去最多の水準が続いています。本県においても、11月中旬以降、増加傾向が継続しており、新規感染者数や医療提供に関する各指標が過去最高水準になっています。

本県においては、これ以上の感染拡大及び医療提供体制への負荷の増大を防ぐため、「栃木県医療危機警報」を発し、県民・事業者の皆様にも、年末年始の過ごし方も含めた感染防止対策の実践の徹底をお願いすることといたしました。

つきましては、貴団体員等に対し、これまでの感染防止対策の徹底に加え、下記事項について改めて周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

## 記

1 警戒度レベル「感染嚴重注意」における対応について  
これまでの感染防止対策について引き続き協力を要請

2 栃木県医療危機警報における要請

期間 令和 2 (2020) 年 12 月 24 日 (木) ~ 令和 3 (2021) 年 1 月 11 日 (月)

(1) 県民の皆様に対するお願い

- 不要不急の外出はできるだけ控えてください。
- 年末年始の帰省については慎重に検討してください。
- 初詣は混雑する時期を避けてください。
- 成人式は感染防止対策を徹底してください。

(2) 事業者の皆様に対するお願い

- クラスター発生防止に向けた再点検
- 従業員の休暇取得の促進
- 忘年会・新年会の開催は慎重に

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター  
TEL 028-623-2826

# 警戒度レベル「感染嚴重注意」における対応

※下線部が変更部分

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2(2020)年12月10日(木)～令和3(2021)年1月31日(日) ※終期は予定。状況を見て判断。

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

## ●県民に対する協力要請（特措法第24条第9項）

- ・マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請  
(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)
  - 特に、感染リスクが高い場面を避けることを要請(大人数・長時間の飲食・飲酒の自粛、マスクなしでの会話の自粛)
- ・体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控えるよう要請
- ・施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ・感染拡大地域※への外出に関する要請
  - 感染拡大地域への不要不急の外出はできるだけ避けることを要請
  - 感染拡大地域への外出時は、感染のリスクを避ける行動を要請
- ・ハイリスク者(高齢者、基礎疾患を有する方)は上記取組を特に徹底するとともに外出時の慎重な対応を要請

※感染拡大地域とは、Go To トラベル事業の除外や高齢者等の利用の自粛が呼びかけられている地域とする。  
なお、令和2(2020)年12月28日から令和3(2021)年1月11日までの間は、令和2(2020)年12月27日時点で上記の対象になっていた地域とする。

## ●事業者に対する協力要請

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を要請(特措法第24条第9項)
- ・「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施を要請(特措法第24条第9項)
- ・テレワーク等の制度活用の推進、オンラインビジネスの推奨

催物(イベント等)の開催に関する協力依頼については別途定める

## ●栃木県医療危機警報による注意喚起の実施(令和2(2020)年12月24日(木)～令和3(2021)年1月11日(月))

- ・不要不急の外出はできるだけ控える

# 医療危機を回避するために

## 【県民の皆様】

### ■ 年末年始の過ごし方に関するお願い

○ 不要不急の外出はできるだけ控えてください

○ 年末年始の帰省については慎重に検討してください

- 感染拡大地域への帰省はできるだけ避けてください。
- 県外からの帰省も含め、年末年始の帰省については、必要性をはじめ、混雑を避けるための時期、帰省先での感染防止対策について、御家族などと相談し、慎重に検討してください。
- 特に、普段は一緒に過ごしていない親族・友人間での大人数・長時間の飲食・飲酒は自粛してください。

○ 初詣は混雑する時期を避けてください

○ 成人式は感染防止対策を徹底してください

- 体調が悪い人は参加しないでください。
- 会場やその周辺では密集をしないでください。
- 式典の前後には、飲食を控えてください。（大人数・長時間の飲食・飲酒は自粛）

# 医療危機を回避するために

## 【事業者の皆様】

### 1 クラスター発生防止に向けた再点検

高齢者施設や同僚間のクラスターが発生しています。各事業者において、業界別のガイドラインを参考にしながら、自らの感染防止対策を再点検してください。

### 2 従業員の休暇取得の促進

従業員が、年末年始の移動時期を分散させ、混雑を避けやすくなるよう、休暇取得の促進を図ってください。

### 3 忘年会・新年会の開催は慎重に

大人数・長時間の飲食・飲酒を伴う忘年会・新年会の開催は、自粛をお願いします。